

公益財団法人 公益法人協会 第28回理事会議事録

- 1 開催された日時 平成26年12月12日(金) 16時～17時40分
- 2 開催された場所 如水会館 3階「富士」
- 3 理事総数及び定足数
 総数 15名、定足数 8名
- 4 出席理事数 14名
 (出席) 太田達男、金沢俊弘、浦上節子、片山正夫、岸本幸子、鈴木勝治、高宮洋一、
 田中皓、長瀧重信、橋本大二郎、早瀬昇、堀田力、松岡紀雄、山岡義典
 (欠席) 福原義春
 (監事出席) 中田ちず子、平川純子
 (評議員傍聴) 石山勉、伊藤博士、伊藤道雄、金子隆之、笛部俊雄、谷井浩、鶴見和雄、
 徳川義崇、中野佳代子、振角秀行、宮崎幸雄、松澤聰、矢内顯
 注) 本理事会には傍聴等を希望する評議員13名が同席した。

5 議題

決議事項

第1号議案「臨時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件

第2号議案「『東日本大震災 草の根支援組織応援基金』今後の募集・配分のあり方等」の件

報告事項

- (1) 一般法人法施行規則及び商業登記規則等の一部改正に関するパブリック・コメント
- (2) 「Coming 10」委員会報告書の検討状況
- (3) 職務執行(事業執行)報告

<事業関連>

- ① 中国公益研究院主催「日中公益組織法」セミナー（公法協協力）
- ② 市民セクター全国会議2014・公法協主催セッション「非営利組織とアドボカシー」
- ③ ラウンドテーブル・ディスカッション「日本の非営利セクターを支える2つの法人制度の今後の役割」
- ④ Webアンケート2014結果
- ⑤ 平成27年度税制改正の要望活動について

<法人管理関連>

- ⑥ 平成26年度9月中間仮決算と今後の見通し

- (4) その他報告等

6 議事の経過及びその結果

- (1) 定足数の確認等

冒頭で金沢専務理事が定足数の充足を確認し、続いて、同専務理事から本会議の議事進行について説明があった。また、本理事会を傍聴し、報告事項では意見交換等へ参加を希望する評議員13名の同席が了承された。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき太田理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。

議事録署名人は定款第52条の規定に基づき、太田理事長、金沢専務理事、中田監事及び平川監事とし、議案の審議に移った。

○ 決議事項

第1号議案「臨時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件

金沢専務理事より、評議員会を下記要領にて招集することについて定款に基づき本理事会にて決議を求める旨、議案説明があった。

日時： 平成27年3月10日（火） 15時開始

場所： 仏教伝道センター

目的である事項等： 平成27年度事業計画書及び収支予算書等の承認

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第2号議案「『東日本大震災 草の根支援組織応援基金』今後の募集・配分のあり方等」の件

金沢専務理事より、本年10月までに同基金では延べ33団体の助成先に対して総額1,693万円余の配分を行い一旦終了したが、被災地では今もなお復興支援活動が続いていることから、募集を再開し、期間は設けないこと等について、募集要領等をもとに議案説明があった。

同議案に関して、次の質疑応答等があった。

（太田理事長） 公益法人にはこの寄附金を、収支相償でプラスになりそうな場合の対策としても利用していただければ、と思う。

（高宮理事） 被災地復興資金供給の余地がまだあるのであれば、募金の再開は喜ばしいことだが、以前の理事会では被災地側の需要の多寡がどうかという議論があった。その対策についてお考えはどうか。

（太田理事長） 現地へ実際に行き、ニーズの発掘をすることが重要だと考えている。需要そのものがあることは間違いないので、その発掘に努めたい。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

○ 報告事項

（1）一般法人法施行規則及び商業登記規則等の一部改正に関するパブリック・コメント

鈴木専務理事より、法務省から公表された標題パブリックコメント2つが示され、それに対する意見書案について説明があった。説明によると、一般法人法施行規則の改正は連動する会社法の改正に伴うもので、内部統制システムの整備に係る規定の改正である。また、商業登記規則等の改正は最近多発するようになった、会社法人格等を悪用した詐欺行為の防止を企図したもので、新たな理事等の就任に当たっては住民票の添付が必須となる措置が講じられることになる。なお、登記の拠り所を「各種組合等登記規則」に求めるNPO法人は対象外である。意見書案では、一般法施行規則の改正に当たっては会社と同一ではない組織体制を有する一般法人、特に中小法人においてはより適した運用が必要であること、また、商業登記規則の一部改正については、行政庁に対して定期報告として役員等の住所や暴力団関係者でない旨確認書を提出している公益法人にあっては、住民票の提出はいわば手続が重複することになり過重、不要であることを主張した。意見書案はいずれも、昨11日に開催した

法制・コンプライアンス委員会合同会議で説明し、了承されたものである。以上であった。

登記規則の改正に関連して太田理事長より、事務が煩雑になることからマニュアルを作り公開したいとの補足発言があった。

(2) 「Coming 10」委員会報告書の検討状況

金沢専務理事より、6月に報告した「Project Coming10」委員会の報告内容を27年度以降の中期計画に盛り込むべく、11月28日に開催した臨時役員等懇談会で3つの分科会に分かれて検討を行った経緯、今後は年内を目途に中期計画を立案する予定である旨、説明があった。意見の一部を開陳すると、非営利法人(公益法人)は社会的課題解決の突破口であるが、それを考えるためにには10年後の社会を具体的に想定することが必要である。また、今後は個人の公益への関わりが大きくなるが、それを支援するのが公益法人であり、公益に関心のある若い人たちの取り込みがポイントになってくる。役員等は選任されている自覚をより持つべきであり、社団か財団かの選択に当たっては、公法協の最重要事業である「提言」をスピード感をもって実行しなければならないので、その点も十分に考慮されなければならない…等々の意見であった。

以上の報告に対して、次の発言及び質疑応答があった。

(太田理事長) Coming10の報告書には、公益法人協会は非営利セクターのハブ的な存在になるべきだという思想が根底に流れている。ただ、それをどうやって目標に向かって進んでいくのかが問題である。

(高宮理事) 委員会は常勤執行部隊ではないので方法論的結論は出ないということ、そして色々な方向性があること。会社法が変わっていく方向性は、全役員が責任を自覚し自分の組織に対してきちんと関わっていくことにある。今回の検討議論を通じて、問題意識を全役員、全スタッフが共有し、頑張らなくてはならないという意識が持てたことは良かった点。議論や問題を役員・スタッフ関わりの中で掘り下げていくことは継続するべきであり、それを求めたい。執行部には、中期計画にきちんとつなげて欲しい。

(片山理事) 単に中期計画に取り入れ実現していくだけでなく、そのプロセスが大切。中間管理職、一般スタッフの能力を開花させていく場となるようお願いしたい。

(鶴見評議員) スピード感を持ち取り組んで欲しい。スピードを早め、具体的な形でマネージメントとして評価し、中期計画にどのように盛り込んでいくのか。活かすもの・捨てるものの分別が必要である。また、変革をするんだという強い意識がないと変わらない。どのように変革をするのかという議論を、執行部と職員でよく話し合い、方向性を出していくのが正論。そのためComing10を利用して欲しい。

(堀田理事) ハブ的な機能という点では、前提となる今後10年間の動きが重要だが、現状に引きずられ過ぎているのではないか。具体性が弱い。今、福祉の分野で大きく法律が変わり、地域の共助へと方向性が変わってきている。従来の公助でやっていたところが、共助へと委ねている。制度の行先は助け合い、すなわち公益法人、NPO法人へ向かっている。ここで社会の相当部分を支えなくてはならなくなるし、この10年間の中心はそこにある。NPO法人は6割が福祉の分野で活動しているが、公益法人はその分野の層が薄い。社会福祉法人と結びついで、共助で支える仕組みを早急に作らな

くてはならない。旗を振って体制をつくるのが、Coming10の期間に当たる。公益法人の全体の流れとあり方を見て、リードしていただくようなハブになるプランが必要なのではないか。

(太田理事長) 確かに実際に起こっていることを土台にした視点を活かさなくてはならない。非営利法人・税制という大きな枠組みから一歩踏み出して、事業別等で検討するなどの手法も考えたい。

(山岡理事) 公益法人には地域のハブ的組織がない。どうやって育てるか。NPOセンターは地域に組織があり、現地のセンターと共にいろいろなことができる。その部分をどうすればよいか考えておくことも必要。

(田中理事) 助成財団は各県にあり、一部のNPO中間支援センターではその助成財団との関係強化を始めている。山口県、滋賀県などの支援センターでは助成事業の研修会を共催で行える程度まで進んでいる。地道に発掘しながら、NPO中間支援センターにそういう機能を持つてもらうよう働きかけをするなどして、公益法人に対する地域での対応や取り組みの道筋が見えてきているところも出てきている。ご参考にしていただければ、と思う。

(太田理事長) 貴重なご意見をいただき、大変感謝する。中期計画を3月の理事会・評議員会で決議いただく予定なので、そこで私達の考え方を示したい。

(3) 職務執行(事業執行)報告

<事業関連>

① 中国公益研究院主催「日中公益組織法」セミナー(公法協協力)

太田理事長より、11月上旬に北京師範大学付属研究機関である中国公益研究院の招きにより自分他4名のメンバー(能見善久、雨宮孝子、大貫正男、鈴木修の各氏)が訪中、両国非営利法人の法制、税制、また日本の公益信託制度等について意見交換及び説明を行ったが、公法協はメンバーの人選、アジェンダセッティング等の協力をした旨、報告があった。中国側は極めて熱心にかつ友好的に対応してくれ、日中の民間交流にもいささかでも貢献できたと思っている。

② 市民セクター全国会議2014・公法協主催セッション「非営利組織とアドボカシー(政治的活動)」の報告

金沢専務理事より、11月22日に都内で開催された、特定非営利活動法人日本NPOセンター主催の「セクターを超えた主体的参加と有機的連携」に、10ある分科会の一つに協賛参加したもの。テーマは、最近不認定事例ともなった、一般社団法人が行うアドボカシー(政治的活動等)の公益性の有無に関するもので、非営利組織関係者のほか弁護士、政治学者、研究者が加わってパネルディスカッション等を行ったが、政治的活動そのものを法人の目的とすることはできないが、その目的達成の延長線上にある政治的活動(法律改正を求める活動等)は、英國のチャリティ法(CCC9)や米国の事例及び我が国の特定非営利活動法人法制定の過程を見る限りにおいて認められるべきとの結論であった。参加者総数は、40名(関係者を含むと50名)と予定人数を大きく上回った。

③ ラウンドテーブル・ディスカッション「日本の非営利セクターを支える2つの法人制度の今後の役割」

鈴木専務理事より、前日の11日に都内で開催した標題の会合について報告があった。説明によると、これまで何度か報告したように公法協と日本NPOセンターは共同で法人設立の際の法人格選択に関する実態調査を行っているが、このイベントは2つの非営利法人制度(一般法人法、特定非営利活動促進法)の今後のあり方等を様々な角度から問題提起するとともに、日本社会でそれぞれどのような役割を果たしていくかを討論した。言わば、非営利活動のジェネラル・バーパスの受け皿として現在存在する一般法人・NPO法人の将来の統合を視野にいれた模索である。以上であった。

④ Webアンケート2014結果

太田理事長より、定点観測として毎夏に行っている標題アンケート調査結果の主要部分について報告があった。報告によると有効回答件数は公益法人2,103、一般法人1,711の合計3,814。「移行先法人格についての満足度」の問い合わせに対しては双方、3分の2が「良かった」と回答しているが、公益法人では内閣府所管法人の81%が「良かった」と答えているのに対して、地方行政庁の法人では58%に止まり、明らかな開きがある。また、「現在運営で困っていること」については一般法人の75%が「ない」と答えているのに対し、公益法人では「ある」法人が57%。その内容は多い順から収支相償、定期提出書類、機関運営が御三家である。公益法人の運営の自由闊達さが当初の改革の理念であったはずだが、アンケートに回答した法人の感想をみると、必ずしもそのようではない。以上であった。

⑤ 平成27年度税制改正の要望活動について

太田理事長より、10月以降の法制・税制改正要望活動の報告があった。報告によると、税制改正の要望活動の主戦場は来年の通常国会である。民主党はエンジンとなって進みたいという話だったが、その後に国会解散、この明後日には選挙という局面を迎えてるので先行き不透明である。自民党にはNPO・公益法人等特別委員会があり、松山委員長に要望書を提出し、税制改正と収支相償の撤廃についてお願いした。NPO等特別委員会の人事の話にも及んだが、その後に解散話があった。また、公明党ではマイナンバー制の導入がある時期が寄附金控除の年末調整実現のチャンスではとの話があった。選挙後に面会折衝を再開する。以上であった。

<法人管理関連>

⑥ 平成26年度9月中間仮決算と今後の見通し

太田理事長から、本日は時間の関係から⑥の説明は省略するので資料をお読みいただきたいが、収支状況は前年比で好転しており、期末には若干の黒字を見込んでいる。何とか4年連続の赤字は避けるよう努力したい旨の報告があった。

(4) その他の報告

金沢専務理事より、次回理事会はメールでご連絡したとおり平成27年3月5日(木)16時から日本工業俱楽部で、また、恒例の会員・関係者向け新年懇親会を1月16日(金)17時30分から銀行俱楽部で開催する旨、連絡があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、17時40分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成27年1月23日

